

都道府県公害審査会の動き

(令和2年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
宮城県 令和2年(調)第1号事件	温泉施設からの騒音等被害防止請求事件	R2.4.2
東京都 令和2年(調)第2号事件	工事一時中断、粉じん等防止措置請求事件	R2.5.27
神奈川県 令和2年(調)第1号事件	低周波騒音被害防止請求事件	R2.5.1
大阪府 令和2年(調)第2号事件 (参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	R2.4.2
大阪府 令和2年(調)第3号事件	建物解体工事に伴う粉じん等被害防止及び損害賠償請求事件	R2.5.28
熊本県 令和2年(調)第1号事件	駐車場からの騒音等被害防止請求事件	R2.4.20
沖縄県 令和2年(調)第3号事件	近隣作業場からの騒音被害防止請求事件	R2.4.28

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
青森県 令和元年(調) 第1号事件 [砕石場からの粉じん騒音被害防止請求事件]	青森県 住民2人	砕石会社	令和元年7月26日受付 被申請人が営む砕石場から発生する粉じんが、申請人のりんご畑に飛散し、りんごを出荷するために粉じん等を拭き取る作業に多くの労力・時間を要している。また、砕石場で使用する機械の騒音がひどく、携帯電話での会話も聞き取れない状態であるため、病いやけがなどの急を要する連絡もままならない。よって、被申請人は、(1)被申請人の砕石場から発生する粉じんを農地に飛ばさないこと、(2)被申請人の砕石場から発生する騒音を低減すること、(3)粉じん等の公害を抑えることが難しい場合、①年20万円程度の補償金を支払うこと、②農地の代替地の提供、③農地の買取り、のいずれかを行うこと。	令和2年5月15日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
岐阜県 令和2年(調) 第1号事件 [運送会社からの騒音等被害防止請求事件]	岐阜県 住民7人	運送会社	令和2年2月25日受付 被申請人の事業活動による騒音と砂埃により、生活環境等に大きな被害が出ている。よって、被申請人は、(1)午後11時から翌日の午前6時までの間、被申請人の営業によって生じる騒音を、申請人ら各敷地に50dBを越えて到達させない、(2)午前6時から午前8時まで、午後7時から午後11時までの間、被申請人の営業によって生じる騒音を、申請人ら各敷地に60dBを越えて到達させない、(3)午前8時から午後7時までの間、被申請人の営業によって生じる騒音を、申請人ら各敷地に65dBを越えて到達させない、(4)高圧洗浄機を使用した洗車を行わ	令和2年6月16日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			ないこと、(5)被申請人の敷地内においては、バックブザー音を消音すること、(6)被申請人の敷地内においては、エアブレーキ音を発生させないこと、(7)被申請人の敷地から発生する砂埃・水しぶきを、申請人ら各敷地に入らないようにすること。	
沖縄県 令和2年(調) 第1号事件 [近隣作業場からの騒音被害防止請求事件]	沖縄県 住民1人	建設会社 2社	令和2年2月20日受付 被申請人が使用する鋸打機や木材切断機等からの騒音により、睡眠障害等の健康被害を受け仕事にも影響が生じた。よって、被申請人は、(1)建築物を除去及び使用を禁止すること、(2)特定建設作業を行わないこと、(3)特定建設作業以外の作業をする場合は、防音壁設置などの騒音対策をし、なおかつ第一種低層住居専用地域の騒音規制法の上限値の超えない範囲の音で作業すること、(4)作業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日の作業は行わないこと、(5)上記措置が守れなかった場合は、直ちに作業を禁止し、現在地から移転すること、(6)治療費、逸失利益、不法行為による慰謝料を支払うこと。	令和2年4月28日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和2年4月1日から令和2年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。